

# 戸籍がないと どうなりますか？



住民票やパスポートは、原則つくられません。(一定の要件を満たしていれば、つくられる場合があります。)



資格を取得するため  
に、戸籍の証明を求  
められることがあり  
ます。

親の遺産を相続する  
場合に、親子の証明  
ができません。があ  
ります。



## 無戸籍相談窓口一覧

「無戸籍者の相談のことで」とお伝えください。

北海道	札幌法務局 011(709)2311 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎 函館地方法務局 0138(23)9526 函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎 旭川地方法務局 0166(38)1165 旭川市宮前1条3-3-15 旭川合同庁舎 釧路地方法務局 0154(31)5015 釧路市幸町10-3
東北	仙台法務局 022(229)5611 仙台市青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁舎 福島地方法務局 024(534)1933 福島市霞町1-46 福島合同庁舎 山形地方法務局 023(625)1617 山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎 盛岡地方法務局 019(624)1141 盛岡市盛岡西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎 秋田地方法務局 018(862)6531 秋田市山王7-1-3 青森地方法務局 017(776)9021 青森市長島1-3-5 青森第二合同庁舎
関東甲信越静	東京法務局 03(62)1344 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 横浜地方法務局 045(641)7461 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 さいたま地方法務局 048(851)1000 さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎 千葉地方法務局 043(302)1316 千葉市中央区中央港1-11-3 水戸地方法務局 029(227)9911 水戸市北見町1-1 水戸法務総合庁舎 宇都宮地方法務局 028(623)0921 宇都宮市小幡2-1-11 前橋地方法務局 027(221)4420 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎 静岡地方法務局 054(254)3555 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎 甲府地方法務局 055(252)7176 甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎 長野地方法務局 026(235)6629 長野市大字長野旭町1108 新潟地方法務局 025(222)1565 新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎
中部	名古屋法務局 052(952)8130 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館 津地方法務局 059(228)4192 津市丸之内26-8 津合同庁舎 岐阜地方法務局 058(245)3181 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎 福井地方法務局 0776(22)4344 福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎 金沢地方法務局 076(292)7829 金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎 富山地方法務局 076(441)0550 富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎
近畿	大阪法務局 06(694)9459 大阪府中央区谷町2-1-17 大阪第2法務合同庁舎 京都地方法務局 075(231)0131 京都市上京区荒神口通河原町東1上生洲町197 神戸地方法務局 078(392)1821 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎 奈良地方法務局 0742(23)5534 奈良市高畑町552 大津地方法務局 077(522)4671 大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎 和歌山地方法務局 073(422)5131 和歌山市2番丁3 和歌山地方合同庁舎
中国	広島法務局 082(228)5765 広島市中区上八丁堀6-30 山口地方法務局 083(922)2295 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館 岡山地方法務局 086(224)5659 岡山市北区南方1-3-58 鳥取地方法務局 0857(22)2260 鳥取市東町2-302 鳥取第2地方合同庁舎 松江地方法務局 0852(32)4230 松江市東朝日町192-3
四国	高松法務局 087(821)6191 高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 徳島地方法務局 088(622)4824 徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎 高知地方法務局 088(822)3331 高知市栗田町2-2-10 高知よこさこい吹部合同庁舎 松山地方法務局 089(932)5712 松山市宮田町188-6 松山地方合同庁舎
九州・沖縄	福岡法務局 092(721)9334 福岡市中央区舞鶴3-5-25 佐賀地方法務局 0952(26)2185 佐賀市城内2-10-20 長崎地方法務局 095(820)5953 長崎市方町8-16 大分地方法務局 097(532)3347 大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎 熊本地方法務局 096(364)2182 熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎 鹿児島地方法務局 099(259)0668 鹿児島市鴨池新町1-2 宮崎地方法務局 0985(22)5250 宮崎市別府町1番1号 宮崎法務総合庁舎 那覇地方法務局 098(854)7953 那覇市樋川11-15-15 那覇第1地方合同庁舎

上記以外にも相談窓口があります。

詳しくは、上記お近くの無戸籍相談窓口にお問合せください。

受付時間 平日 8:30~17:15

☑ 無戸籍 法務省

令和3年11月発行

# あなたの戸籍を つくるために

～無戸籍の方へ  
あきらめないうで～



法務省ホームページ「無戸籍でお困りの方へ」  
[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04\\_00034.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00034.html)



# 戸籍って なんですか？



戸籍とは、人が、いつ誰の子として生まれて、いつ誰と結婚し、いつ亡くなったかなどの身分関係を登録し、その人が日本人であることを証明する唯一のものです。



戸籍のない方が子を産んだ場合に、その生まれてきた子もまた無戸籍になってしまいうことがあります。

# 戸籍をつくるための流れ

## 電話する

お近くの**無戸籍相談窓口**まで（裏面をご参照ください。）。  
電話せずにお越しいただいても構いません。  
戸籍がない方ご本人でなくても相談できます。



## 相談する

相談窓口でお話を聞いた上で、お一人お一人に寄り添いながら丁寧に手續をご案内します。予約は不要です。相談は無料です。秘密は必ず守ります。お気軽にご相談ください。



## 戸籍を行う

戸籍をつくるために裁判の手續（※）が必要な場合には、そのための案内をします。専門家の関与が必要な場合には、弁護士会・日本司法支援センター（法テラス）をご案内します。

各種行政サービスのことでお困りの方は、お住まいの市区町村等各種サービスの相談窓口にお問合せください。

※日本国籍を有しているにもかかわらず戸籍がない方については、家庭裁判所の許可によって戸籍をつくるための就籍という手續があります。詳しくは、お近くの無戸籍相談窓口まで。

## 戸籍がつくられる

まずは、無戸籍相談窓口にご連絡ください。



上記について、Youtubeの法務省チャンネルにて動画を公開しています。



法務省ホームページ

(<https://www.moj.go.jp/MINJI/pamphlet.html>)

からご覧ください。



戸籍がなくしてお困りの方をご存知の方からのご相談もお待ちしています。

〇〇市役所

